

中央大学生生活協同組合

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立をはじめとして、従業員が自ら希望するバランスで仕事をする事ができ、従業員ひとりひとりがその能力を十分に発揮し働きやすい職場環境を整備するため、以下のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年 4月1日 ～ 令和10年 3月31日

2. 内容

目標1 男性従業員も含め、育児休業を取得しやすく、従業員が育児と仕事を両立しながらキャリア形成をめざすことができる職場環境づくり。

【対策】

- 令和7年 7月～ 育児休業制度の変更点も含め、職場内へ再度周知する。
- 令和7年10月～ 育児休業から復職した女性従業員を対象としたキャリア形成を支援するためのカウンセリングを実施する。
- 令和7年12月～ 研修や情報提供による男性従業員の育児休業取得を推進する職場環境づくりを開始する。
- 令和8年 1月～ 出産や子育てによる退職者の再雇用制度について検討する。

目標2 有期雇用従業員を含む全従業員の年次有給休暇取得率の向上と年次有給休暇の積立制度の検討

【対策】

- 令和7年 7月～ 有期雇用従業員、管理者へのヒアリングを実施し、年次有給休暇取得の障害になっている事由と、適正な取得管理が行えている管理者の成功事例についてまとめる。
- 令和7年10月～ 年次有給休暇の積立休暇の制度化について検討する。
- 令和7年12月～ 管理職による有期雇用従業員の年次有給休暇の適正な取得管理ができる仕組みを構築し、実施開始する。
- 令和8年 1月～ 年次有給休暇の積立休暇制度について、従業員組合と協議する。